

練馬区議会議員(無所属)

# かとうき桜子

## 区政レポート



2016年5月号

(議会報告通号 Vol.96)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中!

## 多磨全生園でのお花見・見学/

## 熊本へのカンパの状況(2016年4月28日現在)



←多磨全生園にて。

○4月3日、東村山にある国立ハンセン病療養所・多磨全生園の見学・お花見に行ってきました。桜は満開の一手手前でしたが、菜の花と一緒に咲く桜はとてきれいでした。当事者の方にハンセン病資料館をご案内いただいた後、園内を歩きました。ハンセン病は弱い感染力の伝染病で、1940年代には薬が開発され、1960年代には世界的には「通院で治療すべき」と言われていたにもかかわらず、日本では1996年まで隔離政策が続きました。しかも、一度病気になるれば一生の隔離が続いたのです。96年に隔離する法律が廃止されましたが、すでに親族との縁が絶たれて高齢になっていく多くの元患者さんは社会復帰できず、今でも療養所で生活しています。全国に国立13ヶ所、私立1ヶ所の療養所があり、入所者の平均年齢は80代半ば、全生園の入所者数は200人くらいとなっているのが現状です。

現在、全生園の入所者の居住スペースは立ち入らないようにという注意書きが出ていますが、それ以外のスペースには入ることができます。昔の住居が保存されていたり、説明が付されていますし、桜のほかにも梅林があったりもしますので、みなさんもぜひ足をお運びください。

○詳しくは区政レポートとあわせて別紙をお配りしますが、4月18日の朝の駅でのレポート配布時より、熊本・大分の地震へのカンパの呼びかけをしています。ご協力いただいた皆様、ありがとうございます。4月18日〜23日はみなさんのカンパでお水やおむつなどの物資を購入してお送りし、物流の落ち着いてきた24日以降はカンパをそのままお送りしています。被災された方が安心できる環境を取り戻すまで引き続き行ないます。また、今後は熊本の商品のご紹介などもさせていただきます。

二〇一六年五月

かとうき 桜子

## 2014年の活動報告冊子が完成しました

遅ればせながらですが、2014年に行なった区政報告会や勉強会の記録をまとめた冊子が完成しました。福島県天栄村の米作りについてのお話なども載っています。1冊300円ですが、市民ふくしフォーラムの会員には差し上げています。年会費1000円ですので、ぜひご参加ください。冊子の申し込み、会員の申し込みはいずれも、下記の郵便振込をしていただくか、銀行振込をした上でかとうき桜子事務所にご連絡ください。

## 熊本へのカンパ、募集中

このレポートの冒頭にも書きましたが、熊本・大分の地震へのカンパは、被災された方が安心できる環境を取り戻されるまで継続いたします。集まったカンパの金額とどこにお送りしたのかなどは今後ご報告させていただきます。よろしくお祈りします。

## 宮城県気仙沼へのカンパも引き続き募集中

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害や地盤沈下の起きた宮城県気仙沼市にある仮設商店街・南町紫市場の応援をしています。

2011年12月の商店街開設時からカンパを続けており、2016年5月6日まで累計で139万5770円をお送りしました。仮設から本設に移行するまではカンパを続けたいと考えております。ぜひ引き続きのご協力をお願いします!

上記の申し込みはいずれも以下の方法でお願いします。

### 【振り込み用紙による振り込み】

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム

(振込用紙の通信欄に「市民ふくしフォーラム会員申し込み」「2014年冊子申し込み」「熊本へのカンパ」「気仙沼募金」のいずれかをお書きください。)

### 【銀行振り込み：ゆうちょ銀行からは手数料無料です】

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先とカンパの種類をメールまたはFAXにてお知らせください。メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp FAX 03-3978-4158)

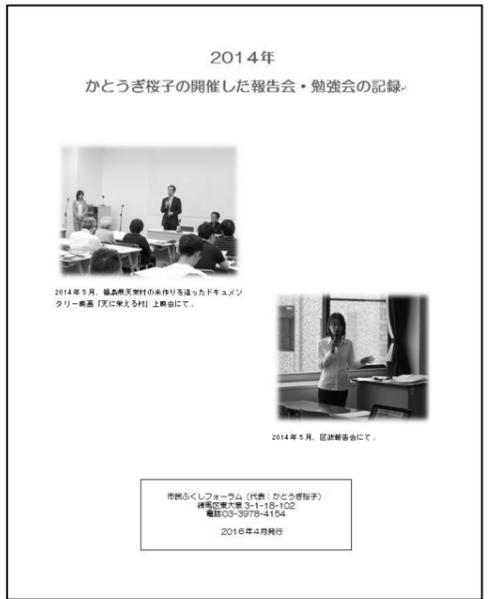
## 駅でのレポート配布について

かとうき桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポートを作成しています。視察など遠出をする場合などに間があくこともありますが基本的に1ヶ月で1めぐりするよう、おおむね以下のようなスケジュールで朝の通勤時間帯(7時~8時30分頃)に配布しています。

- 毎週月曜日：大泉学園駅北口  
(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、新しくできたビルの近く、みずほ銀行の近くの4か所を順番に回っています。月曜日が祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)
- 月2回、火曜日：大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)
- 水曜または木曜のうち月3回：保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)
- 月2回、金曜日：石神井公園駅北口(駅正面と高架下)

## かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 大泉学園町4丁目に猫2匹と夫と住んでいる



# 介護保険制度、「要支援」の厳しい状況

2015年の介護保険制度の改定で、要介護認定が「要支援」の人は新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」というしくみを使うようになりまし。介護保険制度は、どういうサービスがあるのかも、どうい資格の人が従事しているのかもとても複雑で分かりづらのですが、今回のレポートで紹介します。

## 「要支援」の人は新しいしくみに

国の考え方は基本的には「要支援」という、要介護認定の低い状態の人のサービスは介護保険から切っていくという方向であると考えられます。（要介護認定については、左の表1をご覧ください。）

今、要支援の人を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」という新たなしくみは介護保険制度の中にありますが、今までは介護保険制度の中にあつた「訪問介護」とは別のしくみをあえて新たに作るということは、将来的にはこのしくみをそっくりそのまま保険制度から外して、自治体ごとの自主財源を中心に行っていくように変えることも考えられるからです。（サービスの違いは、下の表2をご覧ください。）

そうなるに、自治体の財政状況や考え方などによって、介護の度合いの比較的軽い人が支援を得られなくなることもあるかもしれません。しかし例えば、認知症の症状のある人が身体的には健康で介護が必要なくても、出かけたまま帰ってこられなくなったり火の始末に心配が出てくるといった形で見守りが必要になることもあります。だから必ずしも介護の度合いの重さと介護の大変さは一致しないこともありますし、介護の度合いの低い段階できちんとしたサポートがあることが重度化を防ぐことができるという意味でも、「要支援」を外すことには問題がありません。

この新たなしくみの中に「訪問型サービスA」というものがあります。これは、「要支援」の人のところに介護従事者が訪問して家事の援助を中心に行なうもの。仕事の内容は家事が中心なので、練馬区では14時間の簡易な研修で従事者になれるようにし、その分サービスを提供している事業者※注に支払う報酬を低くしようというものです。

訪問介護の仕事は左記の表3のように、従事者の質を向上させることが課題でしたが、訪問型サービスAは、14時間の研修で家事援助ができるようになってしまつたのです。しかし、介護の仕事は人と人が関わる仕事ですし、特に訪問サービスは人の家にある仕事ですので、専門性と倫理観が求められます。

私は大学4年の時に訪問介護員（ホームヘルパー）2級の資格をとつたのですが、そのとき、人の命にもかかわるような仕事の資格が、授業を受ければ簡単に取れることに疑問を持ちました。せめて運転免許をとるときのように、学んだことを安全に実施できるか確認する試験をすべきではないか、と。介護職員初任者研修については修了試験ができたそうなので、その点はよかつたのですが、家事援助に関しては、むしろ誰でもできてしまう方向に逆行しています。それは、介護人材の不足がひとつの要因ではあるでしょうが、そもそも基本的に「家事なんて専門性がなくても誰にでもできる」という価値観で制度が成り立っているからではないかと感じています。

専門性をないがしろにした制度設計をしていたら、介護の仕事に誇りを持つ人材が集まらなくなり、人手不足と質の低下の悪循環になる一方ではないでしょうか。

また、家事の仕事は、従事者が自分の家の家事をやるように自分自身の思うように好き勝手にやればいわけではなく、介護サービスを利用する人がそれまで大事にしてきた生活を尊重することが、大事な専門性です。こうした「要支援切り」と専門性をないがしろにした介護保険制度のありようには疑問をもちます。

一方で今回、練馬区が研修をするということであれば、その人がその研修を受けるのみで終わるのでは

【表2】訪問サービスの違い

※時間単位がそれぞれ異なるので、比較のために15分あたりの自己負担額を載せています。さらに残り9割分が介護保険から出て、事業者報酬として支払われます。

サービスの種類	内容	自己負担額（1割）のめやす ※練馬区の資料より
訪問介護	ヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助（家事）を行なう。	★身体介護：30分～1時間未満で480円。30分のサービス提供なら <b>15分あたり240円</b> ★生活援助：45分以上で279円；45分のサービス提供なら <b>15分あたり93円</b>
訪問型サービスA	1回60分以内で家事を行なう。従事者は資格を持ったヘルパーの場合も、14時間研修を受けたのみの場合もあり得る。	週1回利用で月1291円。 （※その事業者が要支援の人のみを対象とする場合の金額。 ※1ヶ月が4週と計算すると1回あたり約323円；60分のサービス提供なら <b>15分あたり約81円</b> ）
訪問型サービスB	国は住民主体の自主活動を想定している。練馬区には社会福祉協議会やシルバー人材センター、民間事業者による家事援助や有償ボランティア派遣などがあるが、練馬区としては当面は従来通りに実施するとしている。	

なく、訪問サービスに従事した後も受講できるように継続した研修を実施し、できるだけ早い段階で少なくとも介護職員初任者研修を受けるようにしていくべきであるという点を指摘しました。

※注 介護従事者は介護を利用する人と個人対個人で契約をすることはない。必ず指定された介護サービスの事業者所に所属する。そのため、介護報酬は事業者から支払われて、事業者から従事者に給与が支払われる。

【表1】要介護認定：介護の必要量を客観的に認定するもの。各介護度の「状態」の説明は練馬区のホームページより。

要介護認定	状態のめやす	利用できるサービス、1ヶ月の利用限度額
要支援とは	「常時介護を要する状態」の軽減や悪化の防止のために、支援を要すると見込まれる状態。または身体・精神上の障害があるために日常生活を送るのに支障があると見込まれる状態であつて、厚労省の定める要支援状態区分のいずれかに該当する状態。（国の定義を要約。）	
要支援1	日常生活を送るうえの基本的動作はほぼ自分で行うことが可能だが、家事や買い物などの日常生活を送るうえの能力になんらかの支援が必要な状態。	・介護予防サービス ・介護予防・日常生活支援総合事業 限度額：5万30円
要支援2	要支援1の状態から、わずかに能力が低下し、何らかの支援が必要な状態。	・介護予防サービス ・介護予防・日常生活支援総合事業 限度額：10万4730円
要介護とは	身体・精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活の基本的な動作に介護を要すると見込まれる状態。（国の定義を要約）	
要介護1	要支援の状態から「洗身」や「金銭の管理」など日常生活を送るのに必要な能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態。	介護サービス（居宅または施設） 限度額：16万6920円
要介護2	要介護1の状態に加え、「移動」などの日常生活を送るうえの基本的動作についても部分的な介護が必要となる状態。	介護サービス（居宅または施設） 限度額：19万6160円
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活の基本的動作と日常生活を送るのに必要な能力がとても著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。	介護サービス（居宅または施設） 限度額：26万9310円
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を送ることが困難な状態。	介護サービス（居宅または施設） 限度額：30万8060円
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を送ることがほぼ不可能な状態。	介護サービス（居宅または施設） 限度額：36万650円

【表3】介護従事者の資格・研修

資格	条件など
介護福祉士	要件を満たした養成施設を修了するか、3年以上の介護実務経験のある人が取れる国家資格。
介護職員初任者研修修了者	かつての訪問介護員（ホームヘルパー）2級と同等。130時間の研修を受講して修了する。修了試験が行なわれるようになったことが2級との大きな違い。かつては訪問介護員1級（230時間の研修）や介護職員基礎研修（500時間の研修）といったものもあり、介護福祉士との関係性も分かりづらかつた。そのため現在では、基本的には初任者研修を受けた後に介護福祉士をめざしていくという資格の形態に整理された。
訪問介護員（ホームヘルパー）3級（現在は廃止）	50時間の研修を受講して修了する。訪問して家事を行なうことが中心。介護従事者の質を向上させるため、廃止された。
訪問型サービスA研修修了者	練馬区の指定する14時間の研修を受講して修了する。要支援の状態の人の家事を行なう。